

報告事項(1)

令和5年習志野市議会第1回定例会一般質問等について

令和5年習志野市議会第1回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和5年4月26日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

令和5年第1回定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(党派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
2月27日	1	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	3. 教育行政について (1)入学資金給付制度について 制度の目的や概要について伺う。	学校教育課	60	1
	2	真船 和子 (公明党)	該当なし		60	
	3	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		60	
	4	藤崎 ちさこ (新社会の会)	2. コロナ禍の影響と子どもたちの成長について (1)マスクや行動制限が、子どもたちの成長に及ぼす影響について 乳幼児や児童・生徒のマスク着用や行動制限の現状について伺う。	こども部 学校教育課	60	1
	5	高橋 正明 (元気な習志野をつくる会)	通告取り下げ		50	
2月28日	6	央 重則 (環境みらい)	3.教育問題について (1)いじめ対策について ①先日開催されたいじめ問題対策連絡協議会の中で、学校で取り組むべき様々な対応が提示されていた。 教員の過剰労働が問題となっている中で、これらに対応できるのか。 ②同協議会において、外部の有識者に対する講演が開催された。いい内容だったので、有識者に聞かせるだけでなく、教員にも聞かせて情報共有すべきと考えるが、いかがか伺う。  (2)公開研究授業について ①新型コロナウイルスが流行っている状況において、縮小していたが、何故再開したのか。 開催しなかったことによって、教員の質が低下する等、何か不利益はあったのか。 ②教員の過剰労働となるのではないのか。	指導課  指導課	60	2
	7	清水 晴一 (公明党)	3. 文化・芸術について (1)プラッツ習志野のアートカフェの支援について アートカフェ企画への支援金の応援や市の補助金など要望するが、当局の見解を伺う。	社会教育課	60	3
	8	小川 利枝子 (公明党)	該当なし		60	
	9	相原 和幸 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	
3月1日	10	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		60	
	11	飯生 喜正 (元気な習志野をつくる会)	1. 不登校児童・生徒の現状について 現在の状況について伺う。	指導課	50	4
	12	木村 孝浩 (公明党)	該当なし		50	
	13	荒原 ちえみ (日本共産党)	5. 市立小・中学校の給食費全員無償化を求める 来年度も学校給食費の第3子以降の無償化の継続を求めると同時に、学校給食費の全員無償化について求める。	学校教育課	60	5
3月2日	14	中山 恭順 (環境みらい)	該当なし		60	
	15	入沢 俊行 (日本共産党)	該当なし		60	
	16	斉藤 賢治 (真政会)	1. 新型コロナウイルス感染症について (3)学校における取り扱いが、今後どの様になるのか 学校におけるマスク着用とあたらしい生活様式の取り扱いが今後どの様になるのか伺う。	学校教育課	60	5
	17	木村 孝 (民意と歩む会)	2. 放課後子供教室について 3. 谷津南小学校への路線バスによる通学について 現状と課題について伺う。 4. 電子図書館サービスについて 10. いじめ防止プログラム、いじめ早期発見、認知後の対応、解決について	社会教育課 教育総務課 中央図書館 指導課	60	6

令和5年第1回定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
3月3日	18	谷岡 隆 (日本共産党)	<p>2. 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について                      (1) 教育委員会会議で報告された「教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について」では、司法面接の位置づけが不明瞭ではないか                      (2) 初期対応において、市長部局の人権担当の部署の協力も得て、教育委員会以外の目を入れてはどうか</p> <p>4. 学習用タブレットの子どもと保護者の負担について                      (1) 「タブレットが重く持ち帰りが大変」が多いというアンケート結果を受け、学習用タブレットの「置き勉」を認め、充電保管庫を整備することを求める                      (2) 自宅での通信料の負担についてどのように対応するか                      総合教育センターは、小中学校保護者へ「児童生徒用タブレット端末のWindows 10更新プログラム適用のお願い」を配布し、2～4ギガ程度の通信量のかかる更新作業を自宅で行うよう求めているが、新たな経済的負担が生じる家庭もあるので、通信量のかかる更新作業は学校で行うべきではないか。</p> <p>5. 「駅前案内図に史跡・文化財・記念碑の表示を求める請願」への対応は進んでいるか</p>	学校教育課 学校教育課 総合教育センター 総合教育センター 社会教育課	60	7
	19	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし	契約検査課 (教育総務課)	60	
	20	佐々木 秀一 (真政会)	<p>3. 教育行政について                      (1) 不登校児童・生徒の現状と、これまでの対応について                      (2) 市立小中学校の教職員の療養休暇及び休職の現状と対応について</p> <p>4. 私の質問してきた事項の進捗状況                      (1) デジタル図書について                      ① 図書館でのデジタル図書の取組み状況について                      ② 学校でのデジタル図書の取組み状況について</p>	指導課 学校教育課 中央図書館 教育総務課	60	9
	21	宮城 壮一 (民意と歩む会)	該当なし		50	

【教育委員会】令和5年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	1	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 教育行政について (1) 入学資金給付制度について 制度の目的や概要について伺う。	入学資金給付制度は、教育の機会均等を図るため、高等学校、高等専門学校もしくは専修学校の高等課程に入学する予定である中学3年生の保護者で、経済的理由により入学に係る資金の調達が困難な保護者に対して、その費用の一部を給付するものであり、本市独自の給付制度である。 給付の対象となるのは、保護者が習志野市に居住していること、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、もしくは専修学校の高等課程に入学する予定であること、申請日時時点で習志野市立の中学校に在学し、準要保護児童生徒援助費の給付決定を受けていること、千葉県高等学校等奨学のための給付金給付対象者でないこと、これらの要件をすべて満たしている家庭となる。 なお、特別支援学校高等部に入學予定の家庭については、特別支援教育就学奨励費があるため対象外となる。給付金額については、対象となる生徒が第1子の場合は2万円、第2子以降の場合は2万5千円、通信制の学校の場合は1万円である。 本制度の開始に伴い、昨年度まで実施していた、入学準備金の融資あっせん及び利子補給制度は令和4年4月1日をもって廃止となり、新規申請の受付は終了したが、現在融資を受けている方の利子補給については、引き続き償還期限まで実施していく。	-	-
R5/1	1	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問1	現在までの申請件数は何件あるのか伺う。	入学資金給付制度に係る申請については、本年1月10日から3月31日までを申請期間としており、2月22日時点で、6件となっている。なお、申請書類として進学先の合格通知書等の写しが必要となることから、3月上旬から中旬にかけて申請が本格化するものと考えている。	-	-
R5/1	1	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問2	想定している申請数と予算について伺う。	申請数については、今年度予算積算時の準要保護人数を基に、第1子が50名、第2子以降が40名、合わせて90名への給付を想定している。今年度の予算額は200万円である。	-	-
R5/1	1	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問3	周知方法について伺う。	制度の周知については、令和4年6月、学校に通知を发出するとともに、各校長に対して制度の概要及び各校の教職員や対象家庭への周知方法等について説明を行った。また、9月29日付けで、制度の周知について再度文書を发出し、教職員への周知及び対象家庭への資料配布等を依頼している。各校においては、対象生徒へ個別に文書を配付し、支援が必要な家庭に対して、確実に文書が行き渡るように対応している。なお、市ホームページにも、制度の概要や申請方法を掲載し、申請書については、ホームページからもダウンロードすることも可能となっている。	今後も、再度学校に周知を行っていく。	済
R5/1	1	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問4	国や県の支援制度について伺う。	国や県の支援制度については、授業料支援のための高等学校等就学支援金と教科書、教材費等の授業料以外の教育費支援を目的とした、高校生等奨学のための給付金がある。この高校生等奨学のための給付金については、給付対象が非課税世帯となっていることから、準要保護世帯のうち課税世帯であっても、経済的支援を受けられるように、本市独自で入学資金を給付する制度を実施することとし、令和4年度より開始した。	-	-
R5/1	2	真船 和子	公明党	こども部	こども政策課	保育行政について	1	(1)		本答弁	1. 子育て政策について (1) 令和5年度の取り組みについて	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/1	2	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問5	学校給食費の無償化にかかる令和5年度の取り組みについて伺う。	学校給食費の無償化については、今年度、千葉県からの補助金を活用し、第3子以降の令和5年1月から3月までの学校給食費について補助することとした。令和5年度の取り組みについては、今年度同様、千葉県の補助を活用し第3子以降の無償化を継続して実施するため、令和5年度一般会計の当初予算の中で関連予算を計上している。	令和5年度一般会計の当初予算の中で関連予算を計上している。	済
R5/1	2	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問6	学校給食費無償化の対象を段階的に拡大することを要望するが、まずは、進学等で費用がかかる中学校3年生や小学校6年生を対象とすることとした場合、新たに必要となる補助額はいくらか。	学校給食費無償化について新たに中学校3年生と小学校6年生を対象とした場合、令和4年5月1日現在に市立小中学校に在籍する児童生徒数である中学校3年生約1,350名、小学校6年生約1,450名を基に算出した補助額としては、約1億8千万円となる。	-	-
R5/1	4	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. コロナ禍の影響と子どもたちの成長について (1) マスクや行動制限が、子どもたちの成長に及ぼす影響について 乳幼児や児童・生徒のマスク着用や行動制限の現状について伺う。	児童生徒のマスク着用や給食時の対応及び行動制限については、国、県からの通知を基に令和4年12月1日付けで「習志野市学校の新しい生活様式」を改訂した。その中で、マスク着用については、屋外では、季節を問わずマスクの着用は原則不要であり、屋内では人との距離が2メートル程度確保でき、会話をほとんど行わない場合は外すことができるとしている。 学校においては、運動時や屋外等、マスクの着用が原則不要である場面ではマスクを外すように、教員から児童生徒に声掛けしているが、様々な事情からマスクを外さない、もしくは外すことができない児童生徒がいることも把握している。また給食時の対応については、一定の距離を保った上で、対面での座席配置も可能としている。その際、大声での会話は控え、必要な会話は行えるようにした。ただし、各学校の感染状況や行事、入試等の進路選択の時期等を考慮して、座席の配置等を計画するようにしている。学校活動全般においては、基本的な感染症対策を講じた上で、できる限り従来の活動に戻すとしている。また、卒業式のマスクの着用については、令和5年2月の国、県からの通知を基に、卒業生と教職員はマスクを外すことを基本とし、在校生、来賓及び保護者はマスクの着用を基本とすることとした。ただし、花粉症等でマスクを外すことができないケースや、マスクをつけることができないケース等があることを鑑み、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにする。国からは、マスクの着用について「児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘があることから、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスク着用を行う」との見解が示されている。4月1日以降の新学期によるマスク着用の考え方については、国、県からの通知によると、「マスクの着用を求めないことを基本とする」とされているが、留意事項等については、後日改めて示されることとなっている。教育委員会としては、学校と協議を重ねながら学校の新しい生活様式を改訂し、新年度から各学校が円滑に教育活動を開始できるよう適切に対応していく。	学校と協議を重ねながら学校の新しい生活様式を改訂し、新年度から各学校が円滑に教育活動を開始できるよう適切に対応していく。	未

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	4	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問1	学校でのマスク着脱、給食の食べ方の状況はどのようなものか、伺う。	マスクの着用については、運動時や屋外では原則不要であることを各学校に周知し、教職員から児童生徒にその都度声掛けしている。運動時には、外している児童生徒が多い、という学校が全体の4割程度あるが、登下校時は、全ての学校において、つけている児童生徒が多いという現状がある。給食については、対面での座席配置が可能であることや、必要な会話は行えることを各学校に周知している。しかし、各学校では状況に応じた対応を行っており、2月、3月が進路選択の時期であること、インフルエンザが流行中であること等から、給食時には会話をしていない学校が多い。	-	-
R5/1	4	藤崎 ちさこ	新社会の会	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	3	(1)		再質問2	ブラッツ習志野について、大久保駅の方からも、駐車場の方からも、受付がどこにあるか、どの部屋がどこにあるのか、案内板がなくわからず迷う。中央公民館は、地方自治体の公民館なのに、運用が約子定規であまりに固定的等の指摘がある。どのように改善を考えているのか、伺う。 (左右に建物があり、どちらが受付かわからない。各部屋の案内図も外にはない。先日、集客室を使用した際は外に立って案内した。また、利用の際、前の時間帯が空いているにも関わらず、5分前にならないと鍵が渡されず、立って待たされた。人間味の無い対応を改善してほしい。)	ブラッツ習志野は、開館以来、利用者から好評をいただく一方で、改善を求める要望があることも承知している。要望については、利用者の利便性や安全性を十分考慮し、市長事務局や指定管理者と協議、連携しながら、改善できるものについて、順次対応している。特に、施設の案内表示については、市民の要望を受け、市民ホールや総合受付の案内表示など、改善できるものは速やかに対応し、利用者にとって分かりやすい施設となるよう、努めている。運営面については、スタッフを対象に、基本的な身だしなみ、言葉遣い、電話対応等に関する接客研修や、日常業務の精度を高めるための現場での実地による実務研修等、様々な研修を定期的実施している。また、利用者からいただいたご質問やその対応については、どなたに対しても同じご案内ができるよう、スタッフで直ちに共有している。なお、各部屋の鍵の受け渡し時間については、料金負担の公平性の観点から、全公民館において、部屋が空いている場合に限り、利用開始時間の5分前の鍵の受け渡しとしている。さらに早い時間から鍵の受け渡しを行うことについては、料金負担の公平性が損なわれるものと思料することから、現状の運用において、ご理解をいただきたい。但し、お待ちいただく際に受付窓口フロア内の椅子をご案内するなど、利用者への配慮について、指導していく。	各種要望については、引き続き、市長事務局や指定管理者と協議、連携しながら、改善できるものについて、順次対応する。	済
R5/1	6	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 教育問題について (1) いじめ対策について ①先日開催されたいじめ問題対策連絡協議会の中で、学校で取り組むべき様々な対応が提示されていた。教員の過剰労働が問題となっている中で、これらに対応できるのか。 ②同協議会において、外部の有識者に対する講演が開催された。いい内容だったので、有識者に聞かせるだけでなく、教員にも聞かせて情報共有すべきと考えるが、いかがか伺う。	いじめ問題に関しては、児童生徒がづらい思いをすることがないよう教育委員会と学校がしっかりと対応していくという不返転の思いで取り組んでいる。本市では、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、校長、教育委員会、いじめの防止等に関する機関及び団体の代表で構成するいじめ問題対策連絡協議会を設置している。令和5年1月27日に開催した本協議会のなかで、一人一人の児童生徒が、「困った、助けて」と言うことができ、づらい思いをしている児童生徒を一人でも多く支援していくために児童生徒自らが、「いじめ防止」の啓発活動を行い、いじめ撲滅の学校風土を醸成することのほか、学校で取り組むべき方策について教育委員会より、2点示した。 1点目は、相談窓口の周知である。低学年の児童にもわかるよう、「相談できる大人」いわゆる「相談窓口」の存在を知らせることである。2点目は、未然防止のために道徳や特別活動の授業の充実を図ることである。「見て見ぬふりをしない」「自分だったらどうするか」を考えさせる脱いじめ傍観者教育もここに含む。これらの取組は特別なものではなく、日常の教育実践の中で適宜取り組んでいくべきものであり、こうした取組の積み重ねが児童生徒の安心と安全を守り、いじめの未然防止策、早期解決策となることである。ひいては、教職員にとっても教育活動に集中でき負担の軽減につながるものと認識している。今後もいじめの未然防止、早期発見により、児童生徒が安心して登校できる学校づくりを推進していく。また、協議会で開催された講演についての情報共有に関しては、協議会では神田外語大学客員教授であり、千葉県いじめ対策調査会長である嶋崎政男氏を講師に迎え「いじめを重大化させない『さしすせそ』」というテーマで講演をいただいた。概要としては、いじめを重大事態化させないための手立てとして、「いじめに対する危機管理」、「児童生徒が感じたことの受け止め方」、「保護者との連携」、「組織的な対応」等、具体例を含めた大変有意義なものであった。そこで、本講演の内容は教育委員会から早速全小中学校長に周知をし市内の小中学校でいじめ問題に対する適切な対応が行われるよう情報共有を図った。さらに、次年度は校長研修において嶋崎政男氏より、小中学校長に直接講演をいただくとともに、一般の教職員向けに有識者の講演を行うことを既に予定している。	今後も、いじめの未然防止、早期発見により、児童生徒が安心して登校できる学校づくりを推進していく。	済
R5/1	6	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問1	実際に相談を抱えた児童生徒がスクールカウンセラーや教育相談員等に相談に行けるようになってきているのか。	児童生徒は、スクールカウンセラーや教育相談員を直接訪ねて相談したり、担任等に申し出て事前に予約した上で相談したりしている。相談時間については、放課後や休み時間、さらには必要に応じて授業時間も活用し、児童生徒の必要感にできる限り応えられるよう配慮している。毎学期実施している教育相談においては、担任との教育相談が基本であるが、中学校においては、スクールカウンセラーや教育相談員を相談する相手として希望することができるようにしている。また、担任から見ても専門的な教育相談の必要性を感じた際には、担任からスクールカウンセラー等につなげ相談できる。令和3年度のスクールカウンセラーへの相談件数は小学生が217件、中学生が485件となっている。今後も、児童生徒が悩みや問題を抱えた時に安心して相談できるような環境づくりを推進していく。	今後も、児童生徒が悩みや問題を抱えた時に安心して相談できるような環境づくりを推進していく。	済
R5/1	6	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		本答弁	3. 教育問題について (2) 公開研究授業について ①新型コロナウイルスが流行している状況において、縮小していたが、何故再開したのか。 開催しなかったことによって、教員の質が低下する等、何か不利益はあったのか。 ②教員の過剰労働となるのではないのか。	教育公務員特例法第21条には「教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない。」と定められている。法に則り、各学校では、教員が様々な形で研究・研修を行っている。本市においても、感染症防止対策を講じながら校内で授業研究を継続して行うなど、教員の義務である研究と修養に努めてきた。公開研究会では、感染症流行期においても、ICTを有効活用して、参集しない形式での開催をしてきた。現在は、感染症対策を講じつつ、より幅広く授業を公開し、多くの方からご意見をいただけるよう、校長の判断により参集する形式も含めた様々な形式での公開研究会が開催されている。初学年の教員が増加するなか、多くの知見を得て、授業力向上に努めている。また、公開研究会にかかる教員の負担については、学校のICT化が進み、様々な場面で業務の軽減化がなされている。令和4年度に公開研究会を開催した学校では、公開研究会の申し込み「ちば電子サービス」等を活用する、学習指導案のデータを学校のホームページに掲載する等の取組が見られた。また、オンラインやオンデマンド配信にて研究全体会や講演会を行い、午後から授業公開や協議会を開催するなど、開催時間の短縮を図った学校もある。各学校においては、教員の負担軽減を講じつつ公開研究会を開催しているところである。	-	-

【教育委員会】令和5年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	6	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		再質問1	令和4年度の実践において、具体的な業務の改善について伺う。 本答弁で業務の軽減化がなされているとあるが、具体的にどの程度の軽減がされているのか伺う。	公開研究会の参加申し込みに関しては、実施している10校全てにおいて、これまでFAXで取りまとめたものから、自動集計のできるソフトやシステムを活用し、業務改善を図った。学校からの報告の一例を上げると、従前は参加希望者からの申し込みが個別に届き、手入力による取りまとめを行うため1週間程度かかっていたが、自動集計により瞬時に取りまとめができるようになり、作業が大変簡潔になった。また、参観者に配付する学習指導案をデータ化した学校も10校中7校あった。「これまで多くの教員で、半日近くかけて行っていた印刷等の事務作業の時間がなくなり、大いに負担軽減が図れた」と報告を受けている。今後もICT機器の活用による業務改善を推進し、教員の義務である研究と修養に力を注げるよう取り組んでいく。	今後も、ICT機器の活用による業務改善を推進し、教員の義務である研究と修養に力を注げるよう取り組んでいく。	済
R5/1	6	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		再質問2	習志野市の小学校では、従前から市の主催の体育的行事を実施しているが、その現状を伺う。 市独自の取組として、公開授業、体育的行事、教員の研修が挙げられる。体育的行事についてはどのような軽減が図られているのか伺う。	教育委員会と小中学校体育連盟の共催で行っている小学校の体育的行事には、陸上大会とボール大会がある。陸上大会については、令和元年度まで、全小学校の6年生が実花小学校にて一堂に会して開催していた。令和3年度からはコロナ禍の影響もあり、中学校区ごとに「陸上記録会」を実施した。これまでの各校代表で競う形式のものではなく、個人の記録の伸びを確認するとともに、地域の小学校で、陸上競技を通して親善を図る形式である。この記録会においては、各校の6年生全員が競技に参加し、自身の記録に挑戦する姿が見られた。また、会場への移動時間の短縮も図られている。令和5年度も同様に記録会を実施する予定である。また、全小学校が参加する市内ボール大会については令和元年度まで実施していたが、令和4年度から廃止した。	-	-
R5/1	6	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		再質問3	縮減された時間がどのように活用されているのか伺う。	教員は、公開研究会も含めた授業研究を通して学年や学校全体で資質・能力の向上を図っている。公開研究会に限らず、事務作業の時間が縮減されることは、教員の負担軽減に寄与している。縮減された時間については、ゆとりをもって児童生徒と向き合う時間や授業準備等、個々の研鑽を積む時間として活用されている。	-	-
R5/1	6	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		要望	大きな業務の削減がされているのに、上記のことで時間を使っていて業務時間は減っていない。児童生徒と向き合う時間を作ってほしい。	-	業務の改善で縮減された時間は、ゆとりをもって児童生徒と向き合う時間や授業準備等、個々の研鑽を積む時間として活用されている。今後も教務の改善を図っていく。	済
R5/1	7	清水 晴一	公明党	都市環境部	環境政策課	環境行政について	1	(1)		本答弁	1. 持続可能なまちづくりについて (1) グリーンインフラ（雨庭）の導入について 熊本県では、産官学が連携し2030年までに2000か所の雨庭を整備するそうです。そこで本市の公共施設や住宅などにおける雨庭の導入を提案するが、当局の見解を伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/1	7	清水 晴一	公明党	学校教育部	学校教育課	その他（文教福祉関係）	1	(1)		再質問2	本市の習志野高校などで、雨庭をつくることを提案しますが、いかがか。	御紹介のあった熊本県立南陵高校の生徒たちのように、地域防災等に高校生が参画し、地域貢献することは素晴らしい取り組みであると考えている。現在、習志野高校で雨庭をつくることは検討に至っていないが、持続可能なまちづくり実現のための雨庭を含めたグリーンインフラ導入は有効な手段であると考えているため、教育委員会としても関係部署と連携し、できることを検討していく。	教育委員会としても関係部署と連携し、できることを検討していく。	未
R5/1	7	清水 晴一	公明党	生涯学習部	社会教育課	その他（文教福祉関係）	3	(1)		本答弁	3. 文化・芸術について (1) プラッツ習志野のアートカフェの支援について アートカフェ企画への支援金の応援や市の補助金など要望するが、当局の見解を伺う。	本市では、「習志野市文化振興計画」において、「身近な場所で質の高い文化芸術鑑賞機会の提供」を施策の1つとして掲げており、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに取り組んでいくことは、大変重要であると認識している。これまでも、公共施設において市民が鑑賞する機会の提供、市民や文化団体の発表の機会や展示スペースの提供等、様々な取り組みを実施してきたところである。また、本市には、文化の資質向上と国際的文化的社会並びに生涯学習の発展に寄与する活動を行っている習志野市芸術文化協会があり、本市は同協会を通じて、本市芸術活動の充実・発展、発表団体の育成等に資することを目的とし、構成団体の公演・展示会等における会場費の補助を行っているが、現在のところ、個人の活動や個々の店舗への補助金制度はない。現在、市内では、菊田公民館の展示室及び市民プラザ久保の多目的ギャラリーを整備しており、展示会や成果発表など、地域活動の拠点として利用することが可能となっている。また、プラッツ習志野のフューチャーセンターでは、市民の活動紹介や更なる仲間集めを目的とした、イベント開催の場として、レンタルスペースサービスを実施している。プラッツ習志野のアートカフェとしての支援については、今後、施設を活用する中で、イベント等の形も含め、どのような取り組みが可能であるか、関係部署やプラッツ習志野の指定管理者と協議をしながら、研究していく。	今後、施設を活用する中で、イベント等の形も含め、どのような取り組みが可能であるか、関係部署やプラッツ習志野の指定管理者と協議をしながら、研究していく。	未
R5/1	8	小川 利枝子	公明党	協働経済部	債権管理課	行財政運営について	1	(1)		本答弁	1. 行財政施策について (1) 習志野市の施策の拡充を見据えた債権管理について 更なる施策の拡充において、健全な市民生活を維持し、誰もが公平と思える「応能負担」または「応益負担」に基づいた財源確保が不可欠であることから、本市の債権管理の実情と課題、今後の方針はどのようになっているのか。	大項目の質問は、市長答弁	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	8	小川 利枝子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(1)		再質問2	学校給食の未納の現状と未納解消に向けた取り組みについて これまでも学校給食の無償化を要望してきたが、そのためには市民の理解が不可欠であり、「応益負担」の遵守が前提であるが、近年及び現在の未納の状況はいかか。また、未納解消に向けて債権管理課とはどのような方策を講じ成果をあげたのか。	学校給食費の未納解消に向けて近年において滞納整理の基本的事項について債権管理課から細かく助言・指導を受け、適宜、取り組んできた。さらに、債権管理課と学校教育課合同による滞納者宅への臨戸等により近年の徴収率は、前年度を上回る結果となっている。 今年度においては、昨年9月に子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、学校給食費第3子以降無償化を実施することとし、急遽、この業務に時間を要することとなる中、先ほど述べた滞納整理の基本的事項に沿いながら現在、鋭意、滞納整理を行っているが、令和5年2月20日現在、滞納者は521名、収入未済額は、約2,200万円となっており、いずれも昨年度末時点と比べて増加している状況にある。また、滞納者の中には、住宅ローンや車の購入費などの返済を優先しつつ、資力がありながらも、納付に応じない滞納者が依然として存在することを重要視しており、今後は、滞納整理の基本的事項を徹底しつつ、これらの事案については、債権管理課と一層の連携を図り、未納解消に努めていく。	今後は、滞納整理の基本的事項を徹底しつつ、これらの事案については、債権管理課と一層の連携を図り、未納解消に努めていく。	済
R5/1	11	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1			本答弁	1.不登校児童・生徒の現状について 現在の状況について伺う。	不登校児童生徒とは30日以上欠席している児童生徒のうち、主な欠席理由が病気や経済的理由並びに保護者の教育方針や帰国等によるものを除いた児童生徒である。その数は全国的に増加傾向にあり、本市においても喫緊の課題として取り組んでいる。本市における不登校児童生徒数は、令和元年度の小学生が89名、中学生が158名、4月と5月に臨時休業を行った令和2年度の小学生が76名、中学生が137名、令和3年度の小学生が143名、中学生が209名である。令和4年度については、1月末現在で小学生が120名、中学生が183名である。不登校の主な理由としては、不安などの情緒的混乱や無気力といった状況が報告されている。増加傾向にある要因の一つには、長期間に渡る感染拡大防止対策により、家庭における生活習慣の変化や無理して学校に登校しないことの認識が影響したことも考えられる。不登校児童生徒への対応としては、学校は、不登校の兆候が見られた場合、速やかに家庭訪問等を行い、教育相談を含めた個別の支援を図っている。また、校内の教育相談部会や生徒指導部会において、管理職、養護教諭、生徒指導主任、スクールカウンセラー、教育相談員等と情報共有を図り、要因の分析や支援方法について、組織的に対応している。教育委員会としては、学校に登校することはできても、教室で過ごすことが難しい児童生徒に対し、学校における心の居場所づくりとして、教育相談員の配置を進めている。また、学校に登校することが難しい児童生徒に対して、学校外における学びの場として、総合教育センターに適応指導教室「フレンドあいあい」を開設している。さらに、学校職員を含めた家族以外の第三者と接することが難しい、引きこもり傾向がある児童生徒に対しては、県が派遣する訪問相談担当教員やスクールソーシャルワーカー、並びに市の訪問相談員の積極的な活用を学校に依頼し、家庭を支えるための支援を図るよう進めているところである。今後は、不登校児童生徒自らが自身の進路を主体的にとらえて、将来において社会的自立が図られることを目指して、支援体制を整えていく。	今後も、不登校児童生徒自らが自身の進路を主体的にとらえて、将来において社会的自立が図られることを目指して、支援体制を整えていく。	済
R5/1	11	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1			再質問1	全国的な不登校の理由と本市における不登校の理由の違いについて伺う。本市における理由としては、主に不安などの情緒的混乱や無気力がある。これは本市独自の地域性の要因なのか伺う。	文部科学省が行った令和3年度の不登校の要因に関する調査結果については、まだ全国の数値が発表されていないことから、千葉県令和3年度の数値と比較すると、「無気力・不安」が占める割合は、小学校が59.5%、中学校が49.5%である。本市における「無気力・不安」が占める割合についても、小学校が55.9%、中学校が40.2%である。千葉県の不登校の主な理由と同様の傾向にあることから、本市特有の理由は無いためと認識している。	-	-
R5/1	11	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1			再質問2	感染症拡大防止対策による生活習慣の変化を要因とした場合、今後の改善は望めるのか伺う。感染症拡大防止対策による教育環境から通常の教育環境へ移行した場合、不登校を要因としていた不登校児童生徒の改善は図れるのか伺う。	令和3年度の県の調査において、学年別の不登校児童生徒数が前年より大幅に増えた学年は、小学1年生と高校3年生である。小学1年生については、感染症への不安により、保護者が小学校入学前の幼稚園等の在園中から登校を控えた傾向があったことや、高校3年生については、感染症の影響により、進学や就職への不安が高まり、登園を控える生徒が多かったことが要因の一つとして分析されている。こうしたことを踏まえると感染症への不安が軽減され、学校における教育活動が感染症の拡大前と同様に実施できるようになることで、児童生徒が安心して登校することにつながると考えている。しかしながら、不登校の主な要因には、「無気力や不安」の他に、「友人関係や学業の不振」、「親子の関わり方や家庭の生活環境の急激な変化」等も一定数あることから、不登校児童生徒の改善を図るためには、これまで以上に個に寄り添った支援や家庭を支えるための支援が必要であると認識している。	不登校児童生徒の改善を図るために、これまで以上に個に寄り添った支援や家庭を支えるための支援をしていく。	済
R5/1	11	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	1			再質問3	適応指導教室「フレンドあいあい」で行っている活動内容の現状について伺う。 前年度と比較して、小学生及び中学生の入級数を伺うと共に、適応指導教室に通ったことにより、児童生徒にどのような変化が見受けられたのか伺う。	適応指導教室「フレンドあいあい」は、様々な理由で学校に行くことができない児童生徒のための教室である。適応指導教室では、小集団で学習や運動などの活動を行い、人との関わり方を学ぶなど将来的な社会的自立や学校復帰ができるよう支援をしている。令和3年度と令和4年度の入級数は、令和3年度は、小学生19名、中学生6名が入級した。令和4年度は1月末現在で、小学生15名、中学生9名が入級している。「フレンドあいあい」に通っている児童生徒の変化としては当初は集団での関りが難しかった児童生徒が、「フレンドあいあい」で小集団でのゲームに参加したり学校へ通うことが難しかった児童生徒が行事や興味のある教科の学習に参加したりと社会的自立、学校復帰に向け、個人のペースで成長したと見受けられた。また、令和3年度においては、「フレンドあいあい」に通っていた中学3年生全員が高校に進学することができた。児童生徒は、適応指導教室での活動を通して、自分の目標や仲間と共に活動する楽しさを見つけている。今後は、児童生徒一人一人に寄り添った支援を学校や関係機関と連携しながら行っていく。	今後も、児童生徒一人一人に寄り添った支援を学校や関係機関と連携しながら行っていく。	済

【教育委員会】令和5年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	11	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			再質問4	適応指導教室「フレンドあいあい」の現状を鑑み施設の活動拠点の拡充について伺う。 東部地区に位置する教室を考慮すると中央及び西部地区の児童生徒の通学に支障があるのではないかと考えるが如何か。	不登校児童生徒への支援事業として、学校に登校することはできても教室で過ごすことが難しい児童生徒に対して、中学校においては、校内適応指導教室を設置し、小学校においては、教育相談員の配置を進め、校内で学習機会の確保や居場所づくりをしている。しかしながら、校内の適応指導教室等に通うことが難しい児童生徒には、適応指導教室「フレンドあいあい」を紹介している。「フレンドあいあい」を見学する児童生徒も少しずつ増加傾向にあることから、不登校児童生徒への学習機会の確保、そして保護者への支援を充実させていくことが必要であると認識している。そこで、令和5年度は年数回、市の公共施設等で「不登校支援事業」を開催する。座談会や個別相談等を行い、不登校に悩む児童生徒、保護者の声を受け止め、どのような支援が必要であるかニーズを把握し、研究していく。	令和5年度は年数回、市の公共施設等で「不登校支援事業」を開催し、どのような支援が必要であるかニーズを把握し、研究していく。	未
R5/1	11	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問5	スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の支援体制について伺う。児童生徒の家庭内問題のために教職員による訪問相談が困難な場合はスクールソーシャルワーカー及び訪問相談員が支援をするが具体的な個々の役割を伺う。	不登校の要因は複雑化しており、児童生徒本人への支援のみならず、家庭を支えるための支援を必要とするケースも少なくない。そのため、学校が単独で支援を図ることが難しいケースについては、関係機関との連携を促進することが必要である。本市には、県よりスクールソーシャルワーカー1名が配置されており、面談や家庭訪問により保護者とつながり、必要な医療を含む関係機関や福祉サービス等を家庭に紹介する役割を担っている。さらに、本市では独自に、経験豊かな訪問相談員2名を総合教育センターに配置し、保護者の要請により、学校職員が授業等に従事している時間帯でも、家庭訪問による支援を実施している。これに加え、習志野市と八千代市の兼務で県より配置される訪問相談担当教員1名についても、各学校で活用することが可能となっている。学校に通うことができないことにより自己肯定感が下がっている児童生徒にとっては、学校職員ではない訪問相談員との関わりの方が、精神的負担が軽減される場合もあり、実際に、引きこもり傾向にあった児童生徒が、訪問相談員と自宅周辺を散歩するに至ったケース等も報告されている。	-	-
R5/1	11	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問6	スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の増員について伺う。不安定な社会情勢のなか家庭環境による要因を考慮して今後も不登校の児童生徒が増えることが危惧されている。その対応策としてスクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の増員を要望するがいかがか。	スクールソーシャルワーカー等については、今後もその必要性が高まることを見込まれることから、まずは県に対してスクールソーシャルワーカー及び訪問相談担当教員の増員について要望していく。	今後も、県教育委員会に対してスクールソーシャルワーカー及び訪問相談担当教員の増員について要望していく。	済
R5/1	13	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5			本答弁	5.市立小・中学校の給食費全員無償化を求める 来年度も学校給食費の第3子以降の無償化の継続を求めると同時に、学校給食費の全員無償化について求める。	学校給食法においては、施設整備費や調理にかかる人件費などは学校設置者が負担することとされており、食材にかかる費用は保護者が負担することとされている。学校給食費の無償化については、本年度に千葉県からの補助金を活用し第3子以降の令和5年1月から3月までの学校給食費について補助することとし、令和5年1月末時点で、949名の児童生徒について補助金の交付決定を行った。学校給食費の無償化については、本定例会において、第3子以降の無償化を継続して実施するため、令和5年度一般会計当初予算の中で関連予算を計上し、提案されており、可決後しっかりと取り組んでいく。	令和5年度一般会計当初予算に計上済みである。予算可決後しっかりと取り組んでいく。	済
R5/1	13	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5			再質問1	補助金の交付決定者数が当初想定した件数と比較して少ないようだが、周知はできているのか。また、無償化の対象を第2子以降とした場合の対象人数及び金額はいくらになるのか。	補助金の対象については、子を3人以上扶養していることになるが、補助対象人数を算出する上では、住民基本台帳から同一世帯で3人以上の子がいて、第3子以降が小中学校の義務教育課程の年齢になっている人数をもとに行っている。この段階では、扶養の状況が把握できていないため、実際に対象人数から扶養の状況を確認する中で、補助の対象となる実際の児童生徒の数が、現在の申請に至っていると理解している。制度の周知については、昨年11月7日に市立小・中学校の児童生徒の全世帯に対し学校を通じて制度内容等を記載したリーフレットを配布し、詳細な内容を本市のホームページにも掲載するなどし、対象となる世帯が漏れることのないよう取り組んでいる。無償化の対象を第2子以降とした場合の人数、金額は、子どもが親の扶養であるかないか把握できないうえ、住民基本台帳上の同一世帯における第2子以降の子どもが小学校、中学校の義務教育課程の年齢となっている数値で、令和5年2月24日時点で、総人数は、約6,500人、年間の補助額総額として約4億円となる。	-	-
R5/1	13	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5			再質問2	国は、給食の食費・料金について、自治体が全額補助することを否定しないと解釈しているが、教育委員会は、どのような見解をもっているのか伺う。	学校給食法の規定が地方公共団体等が学校給食費の一部または全部を補助することについて禁止するものではないと国が示したことは把握している。本市においても、千葉県の補助を受け、今年度、第3子以降の無償化に取り組んでおり、教育長答弁にもあったとおり令和5年度も継続して実施できるよう関連予算を計上している。	令和5年度一般会計当初予算に計上済みである。予算可決後しっかりと取り組んでいく。	済
R5/1	16	齊藤 賢治	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		本答弁	1.新型コロナウイルス感染症について (3)学校における取り扱いが、今後どの様になるのか 学校におけるマスク着用とあたらしい生活様式の取り扱いが今後どのようになるのか伺う。	マスク着用については、令和5年2月の国、県からの通知に基づき、令和5年3月31日までの卒業式以外の学校教育活動においては、これまでと同様に、屋外では、季節を問わずマスクの着用は原則不要であり、屋内では人と人の距離が2メートル程度確保でき、会話をほとんど行わない場合は外すことができるという対応を継続していく。なお、卒業式においては、卒業生と教職員はマスクを外すことを基本とし、在校生、来賓及び保護者はマスクの着用を基本とすることとした。ただし、花粉症等でマスクを外すことができないケースや、マスクをつけることができないケースがあることを鑑み、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにする。また、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方については、国、県からの通知によると、「マスクの着用を求めないことを基本とする」とされているが、留意事項等については、後日改めて示されることとなっている。教育委員会としては、学校と協議を重ねながら学校の新しい生活様式を改訂し、新年度から各学校が円滑に教育活動を開始できるよう適切に対応していく。	学校と協議を重ねながら学校の新しい生活様式を改訂し、新年度から各学校が円滑に教育活動を開始できるよう適切に対応していく。	未
R5/1	16	齊藤 賢治	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		再質問1	令和3年12月1日版の「学校の新しい生活様式」では「児童生徒、教職員等は、環境に応じてマスクを適切に着用して生活をする」とあるが、4月1日以降は、マスクの着用を求めないことを基本とする、ということが良いか。	「学校の生活様式」はその時々、国、県の方針や感染状況等を基に改訂を行っている。4月1日以降の新学期によるマスク着用の考え方については、国、県からの通知によると、「マスクの着用を求めないことを基本とする」とされているが、留意事項等については、後日改めて示されることとなっている。	学校の新しい生活様式を改訂し、新年度から各学校が円滑に教育活動を開始できるよう適切に対応していく。	済



回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	健康福祉部	生活相談課	福祉行政について	1			本答弁	1.教育格差是正のための学習支援策について 大項目の質問は、市長答弁		-	
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			再質問1	教育委員会では、学校の授業以外でも学習について取り組んでいる事業に「わくわく学びランド」があるが、どんな内容か。 この事業は、科学的分野を中心として様々な体験学習を開催し、「学び」に対する児童生徒の興味関心を高める目的で実施している。令和4年度は、総合教育センタードーム館を活用した星空映像教室や千葉工業大学、東邦大学、県立佐倉高等学校と連携した科学体験教室を実施している。また、退職した校長先生に講師を依頼し、夏休みや冬休みに学習教室を実施した。夏休みにおいては、夏休みの宿題などの課題を解くために基礎から丁寧に教えてくださったほか、自由研究の相談にも関わっていただいた。冬休みにおいては、書初め教室を行った。より上手に書けるようになるために、筆の持ち方や筆の運び方などを、一人一人の課題に応じて教えていただいた。この「わくわく学びランド」は、全13回の講座をとおして延べ約200名の児童・生徒・保護者が参加した。児童生徒のアンケートでは、どの講座においても、9割以上から「内容が良かった」との回答を得ている。自由記述からは、学習教室において、「先生の教え方がわかりやすく、苦手な学習内容がわかるようになった。」、科学教室において、「以前は科学が嫌いだったけれども、体験教室をとおして初めて科学が好きだと思った。」との声も聞かれ、児童生徒にとって学ぶ良さを知る機会になったものと感じている。今後は、この「わくわく学びランド」が、児童生徒の可能性を引き出すことや児童生徒自身が学びの良さを見出すための場となるよう、興味関心が高まる活動内容の検討を行っていく。また、より多くの児童生徒が参加できるように募集人数を増やして行うとともに、より広く市民の皆様にも認知されるよう本事業のさらなる周知を図っていく。	今後は、この「わくわく学びランド」が、児童生徒の可能性を引き出すことや児童生徒自身が学びの良さを見出すための場となるよう、興味関心が高まる活動内容の検討を行っていく。また、より多くの児童生徒が参加できるように募集人数を増やして行うとともに、より広く市民の皆様にも認知されるよう本事業のさらなる周知を図っていく。	済	
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			要望	わくわく学びランドに今年度約200人の応募があり、関心が高いと思う。今後一層の知的好奇心のある内容のものをつくってもらいたいと思う。今後の要望とする。	児童生徒の可能性を引き出すことや児童生徒自身が学びの良さを見出すための場となるよう、興味関心が高まる活動内容の検討を行っていく。また、より多くの児童生徒が参加できるように募集人数を増やして行うとともに、より広く認知されるよう本事業のさらなる周知を図っていく。	済	
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	生涯学習部	社会教育課	その他(文教福祉関係)	2			本答弁	2.放課後子供教室について 放課後子供教室は、令和2年度に市内で初めて大久保東小学校に開設して以来、令和3年度に東習志野小学校及び秋津小学校、令和4年度に袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校及び藤崎小学校と順次開設し、現在6小学校で実施している。令和4年度1月末日までの利用状況については、登録児童総数は1千386人で、開設校における全児童の54.4%が登録しており、1日当たりの参加児童数は1校平均で30人である。本事業は、就学児童を対象に、放課後等の安全・安心な居場所を提供するものである。11月から2月までの間は16時30分まで、それ以外の期間は17時まで、開設校に在籍する全ての児童を対象に、学習会や体験・交流活動など多彩なプログラムを実施している。放課後児童会の子どもたちも、放課後子供教室に参加することで放課後児童会に在籍していない友だちと交流を深めることができている。昨年10月に開設校の全保護者を対象に実施したアンケート調査では、参加児童の96%の保護者から「子どもが安心して過ごせる場所である」と非常に高い評価をいただいた。令和5年度は屋敷小学校、実花小学校、向山小学校及び香澄小学校の4校を開設し、計10小学校で実施予定である。今後も、引き続き保護者や子ども達から意見を聞きながら、放課後の楽しく安全で安心な居場所として利用していただけるよう取り組んでいく。なお、未設置校については、計画的に開設を進めていく。	引き続き保護者や子ども達から意見を聞きながら、放課後の楽しく安全で安心な居場所として利用していただけるよう取り組む。未設置校については計画的に開設を進めていく。	未	
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3			本答弁	3.谷津南小学校への路線バスによる通学について 現状と課題について伺う。 奏の社から谷津南小学校へのバス通学は、平成27年度に17名の児童で開始し、令和5年2月1日現在、406名の児童が路線バスを活用し通学をしている。路線バスの活用においては、バス通学定期券を児童に配付しているため、放課後児童会、部活動、早退などによる通常の登下校時間以外でもバスに乗りすることが可能である。一方で、バス通学児童数の増加が見込まれていることから、現状の便数では対応が厳しくなるという課題もある。そのため、今後のバス通学にあたっては、路線方式を活用した様々な運行形態について、運行会社である京成バスと協議を行っており、引き続き児童が安全にバス通学できるよう努めていく。	今後のバス通学にあたっては、路線方式を活用した様々な運行形態について、運行会社である京成バスと協議を行っており、引き続き児童が安全にバス通学できるよう努めていく。	済	
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	4			本答弁	4.電子図書館サービスについて 市立図書館では、令和4年5月に習志野市電子図書館を開始した。現在、1万631タイトルを所蔵し、令和5年1月末現在で、9千870タイトルを貸し出している。電子図書館のメリットとしては、利用者にとっては図書館に行かなくても24時間いつでも図書を借りることができ、また、貸出期間が過ぎると自動的に返却されるので、返却手続きの必要もない便利なシステムである。また、図書館としても貸出、返却の処理や督促等を行う必要がないため、日々の業務量が増えることはない。今後の取り組みとしては、所蔵タイトルを増やしていくとともに、サービスの周知に努めていく。	所蔵タイトルを増やしていくとともに、サービスの周知に努めていく。	済	

【教育委員会】令和5年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	4			要望	千代田区立図書館が2007年に全国に先駆けて本格的に電子図書館を導入した。電子図書館の大きなメリットは、1年中24時間対応ということで、コロナ禍での緊急事態宣言の際には紙の図書館は休館したが、電子図書館の方は開館を続けることができた。その結果、千代田区立図書館の予約数は前年同月比のおよそ12倍の1千冊を超えることがあった。コロナ禍で楽観需要というのもあるが、料理の本や読上音声の付いた絵本がよく借りられたとあった。電子図書館のデメリットは、全ての書籍や資料を電子化しているわけではないため、インターネットを通じて貸出や閲覧できるものの数が、かなり限られてしまうという点がある。今後はどんどん増えていくと思うが、ひがしおおさか電子図書館のおよそ3万5千点が日本では一番多いようだ。習志野市は1万点を超えるくらいなので、そこそこ頑張っているなと感じるが、今後はサービス向上のために、電子図書館のラインナップをもっと増やして欲しい。	-	所蔵タイトルを増やしていくとともに、サービスの周知に努めていく。	済
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	10			本答弁	10. いじめ防止プログラム、いじめ早期発見、認知後の対応、解決について 児童生徒がいじめによってつらい思いをすることがないよう習志野市いじめ防止基本方針に則り、児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、いじめの未然防止、早期発見に取り組んでいる。その一つの方策として、今年度より児童生徒がいじめを見て見ぬふりをする傍観者とならないための、脱いじめ傍観者教育を各学校で実施している。また、いじめを早期発見するために児童生徒が速やかに相談できるよう毎学期ごとの教育相談やいじめアンケートの実施、匿名メール相談ウェブアプリの導入など相談窓口の環境を整備している。いじめの発生が疑われた段階においては、素早い情報共有と複数教員による事実確認等により、学校と教育委員会とで迅速な対応を図っている。いじめの認知については、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、隠したり軽視したりすることなく、児童生徒が訴えたもの全てを積極的に認知している。いじめを認知した際、学校では校内の集約担当が情報を整理し、校内委員会では対応を検討している。関係する教職員が迅速に対応し、被害を受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全の確保をするとともに、学年主任や生徒指導主任及び管理職に報告をして、組織として解決に向けて取り組んでいる。また、いじめ重大事態の疑いがある事案については、習志野市いじめ問題対策委員会とも情報共有を図りながら、学校と連携して解決に向けた対応をしている。	-	-	
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	10			再質問1	いじめ重大事態に該当するかどうか、判断する基準はどのようなものか。	どのような判断でいじめ重大事態というのかについては法律に規定がある。児童生徒の身体・生命に影響がある、また不登校になってしまうようなものをいじめ重大事態と判断する。	-	-
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	10			再質問2	いじめが原因で不登校や引きこもりになってしまう児童生徒は、どのように扱われるのか。また、その要因は何か。	いじめによる不登校、正確には、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」というように法律上の表現がされている。いずれにしろ質問にあった、いじめによってそのような状態になると、重大事態として把握するようになる。不登校の要因については、友人関係の問題や集団生活への不適応等、様々な要因が重複していることも考えられるため、学校内会議で情報共有を図るなど、学校で組織的に対応している。	-	-
R5/1	17	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	10			再質問3	いじめが原因で不登校になってしまった子どもは何人いるのか伺う。	いじめ重大事態の件数については、これまでも議会で答弁している。習志野市で発生しているいじめ重大事態が全部で13件。そのいじめ重大事態については2つの要件というのがある。一つは生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある。もう一つは相当期間学校を欠席する不登校の部分である。児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、こちらについては8件、不登校の部分については6件、合わせると14件になる。このうち、1件については重複していると判断している。よって不登校の部分で6件と認識している。	-	-
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について (1)教育委員会会議で報告された「教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について」では、司法面接の位置づけが不明瞭ではないか 司法面接とは、性暴力や虐待などの被害を受けた疑いのある児童生徒からできるだけ負担なく正確な情報を聴取するために、警察や検察等の捜査機関と児童相談所などが連携して実施するものである。文部科学省からの通知の中で、学校の設置者が調査を実施する場合についても、この司法面接的手法での聴き取りを参考にすることは有効であるとされている。質問の「教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について」については、文部科学省からの通知を基に学校内もしくは、教育活動中において性暴力等の被害が発生した、もしくは、その疑いのある場合の対応の流れについて教育委員会がまとめたものである。その中で、被害発覚時に、聴き取りを詳細に行うことや複数回にわたり実施することは避け、『状況により、司法面接的手法による聴き取りを実施する可能性あり』との表現で明記している。司法面接は、警察や検察等の捜査機関と児童相談所などが連携して実施するものであることから、教育委員会が、調査のために詳細な聴き取りを行う際には、司法面接的手法を参考に、被害児童生徒の負担を軽減する観点から聴取方法や時期、回数について留意し、弁護士や臨床心理士等外部の専門家の協力を得つつ、実施していくこととしている。いずれにしても、児童生徒を教職員による性暴力等の被害者にするとは、決してあってはならないことであり、児童生徒への性暴力等の根絶に向けて、断固たる決意で取り組んでいく。	今後も児童生徒への性暴力等の根絶に向けて、断固たる決意で取り組んでいく。	済	
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問1	習志野市を管轄する警察、検察、児童相談所等で司法面接のスキルを持つ機関は具体的にどこか。	司法面接は、警察や検察等の捜査機関と児童相談所などが連携して実施されるものである。このことから、習志野市を管轄する習志野警察、千葉地方検察、千葉中央児童相談所などがその技能を持ち合わせている機関であると認識している。	-	-

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		再質問2	司法面接については、警察等の実施ということであるが、その警察への通報はいつ、だれが行うことにしているのか。	学校において事案が発覚し、管理職から教育委員会への報告があった際には、教育委員会から警察に速やかに通報、相談を行う。また、緊急性が高い場合については、相談を受けた職員や管理職から直接警察に通報することとしており、これらのことについては、対応フローの中に示している。	-	-
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		再質問3	聴き取りを実施する際に、教育委員会から習志野警察や千葉中央児童相談所に司法面接を依頼すべきではないのか。	司法面接は、警察等が行うものであることから教育委員会や学校から警察に通報した上で必要に応じて警察が判断していくものと認識している。	-	-
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		再質問4	司法面接の実施機関やその内容及び手順等について、対応フローの中に入れる必要があるのではないのか。	教育委員会が作成した対応フローについては、学校において事案が発覚した際の学校及び教育委員会が対応する内容をフローチャートにしたものである。そのため、警察、捜査機関等の司法面接の実施機関や司法面接の内容及び手順等については、対応フローの中に記載するものではないと捉えている。	-	-
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(2)		本答弁	2.教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について (2)初期対応において、市長部局の人権担当の部署の協力も得て、教育委員会以外の目を入れてはどうか	学校内、もしくは教育活動中において、教職員による児童生徒の性暴力等の被害が発生した際には、当該学校や教育委員会に加え、警察や弁護士、臨床心理士等外部の専門家の協力を得つつ、対応することとしている。市長事務部局との協力については、必要に応じて、子育て支援課や社会福祉課、男女共同参画センター等と連携し、被害児童生徒及び保護者への支援等に対応していく。	市長事務部局との協力については、必要に応じて、子育て支援課や社会福祉課、男女共同参画センター等と連携し、被害児童生徒及び保護者への支援等に対応していく。	済
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(2)		再質問1	「千葉性暴力被害支援センターちさと」では、リフカー研修を毎年行っているが、教育委員会では、そのような研修を受けたことがある職員はいるのか。	リフカーとは、神奈川県にあるNPO法人が推奨している、アメリカで開発された性虐待等の被害を受けた子どもへの面接技法であると承知している。現時点で、教育委員会としてのリフカー研修の受講実績はない。しかしながら、性暴力等の被害を受けた児童生徒の負担を最小限に抑えることが非常に重要であることから、専門家を講師として招き、面接手法等に関する研修や講演等の実施について検討しているところである。	専門家を講師として招き、面接手法等に関する研修や講演等の実施について検討しているところである。	済
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(2)		再質問2	市長事務部局でもそのような専門的な研修を受け、相談対応ができる職員が聴き取り等に協力することはできないのか。	教職員による児童生徒への性暴力等が発生した場合には、教育委員会や学校が速やかに警察に通報・相談し、警察の判断によって聴き取り等の捜査が行われることとなる。また、教育委員会が調査する際の聴き取りに関しては、弁護士や臨床心理士等、外部専門家の協力を得ることとしていることから、市長事務部局の職員に聴き取り等を依頼することは想定していない。	-	-
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(2)		要望	外部の専門家を入れた危機対応チームを作って、客観的な目で児童生徒の声を聴き取る司法面接の手法で記録を残してもらいたい。習志野市単独で難しいようであれば、県と相談し、万全の体制を作ってもらいたい。	-	警察への通報・相談を第一に考えつつ、教育委員会の調査では、外部の専門家の協力を得る。加えて、国、県の動向を注視し、体制作りを進めていく。	済
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	4	(1)		本答弁	4.学習用タブレットの子どもと保護者の負担について (1)「タブレットが重く持ち帰りが大変」が多いというアンケート結果を受け、学習用タブレットの「置き勉」を認め、充電保管庫を整備することを求める。	タブレット端末の家庭への持ち帰りについては、令和3年3月12日に文部科学省より発出された「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」の通知では、「端末を持ち帰り、自宅等での学習においてもICTを活用することは有効である」との考え方が示されている。本市でもこの考え方を踏まえて、家庭においても児童生徒がICT機器に触れる機会を毎日もてるよう、「新しい文房具」として導入したタブレット端末を、原則として、家庭に持ち帰ることとしている。そのため、現時点では、充電保管庫を整備する予定はない。タブレット端末を持ち帰ることにより、授業の中で活用したデジタル楽器やプログラミング学習を進展させ、学校と家庭での学びの連続性の中で活用のスキルアップを図っているという報告がある。また、「誰にも相談できない」「心配をかけたくない」という児童生徒が相談できるように導入した、匿名メール相談WEBアプリなども毎日持ち帰ることでも相談できる環境を整えていると認識している。今後、教育委員会としては、小・中学校に引き続き、各学年の発達段階を考慮した、家庭で使わない教科用図書やドリル等を学校へ置いていくことを確実に実施するよう周知するとともに、デジタル教科書や副教材のデジタル化等を通じ、児童生徒の荷物量の負担軽減をさらに図っていく。	今後、教育委員会としては、小・中学校に引き続き、各学年の発達段階を考慮した、家庭で使わない教科用図書やドリル等を学校へ置いていくことを確実に実施するよう周知するとともに、デジタル教科書や副教材のデジタル化等を通じ、児童生徒の荷物量の負担軽減をさらに図っていく。	済
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	4	(2)		本答弁	4.学習用タブレットの子どもと保護者の負担について (2)自宅での通信料の負担についてどのように対応するか 総合教育センターは、小中学校保護者へ「児童生徒用タブレット端末のWindows10更新プログラム適用のお願い」を配布し、2~4ギガ程度の通信量のかかる更新作業を自宅で行うよう求めているが、新たな経済的負担が生じる家庭もあるので、通信量のかかる更新作業は学校で行うべきではないか。	これまでタブレット端末の家庭への持ち帰りを実施しているが、学級閉鎖等の際に在宅にてオンライン授業を行う場合は、通信環境が整備されていない家庭に対しては、ルーターを貸し出し、通信費を市が負担している。それ以外にも、長期入院をした児童生徒に貸し出すなど、状況に応じて個別に対応を行ってきたところである。加えて、令和4年度からは就学援助制度で、オンライン学習通信費を援助内容に加えている。また、学習用タブレット端末の更新プログラムの適用など、学校で一斉に更新を行うことによってネットワークへの過大な負荷がかり、授業等に影響を与えることが想定される場合においては、家庭での実施をお願いしている。保護者への通知で、家庭で通信環境が整っていない場合には、学校へ相談いただくようお知らせしており、状況に応じて学校で作業を行うなど、個別に対応することとしている。今後もその都度丁寧に説明を行い、個々の家庭環境に配慮しながら対応を行っていく。	今後もその都度丁寧に説明を行い、個々の家庭環境に配慮しながら対応を行っていく。	済

【教育委員会】令和5年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5			本答弁	5. 「駅前案内図に史跡・文化財・記念碑の表示を求める請願」への対応は進んでいるか 当該請願は、令和元年12月定例会で採択されたものである。請願の趣旨は、「駅前案内図に文化財等を表示して多くの人に習志野市を知ってもらいたい。市民には、身近な文化財等や歴史を知って貰い、街への愛着心を高めてもらいたい。」というものである。教育委員会では、既存の住居表示街区案内図に、習志野市ホームページの「習志野市歴史・文化財マップ」につながるQRコードを表示した。このことにより、市内全域の史跡等の位置が把握でき、さらにその概要を知っていただくことができる。これまでに、JR津田沼駅北口・南口、京成大久保駅南口、実籾駅北口、谷津駅北口の各駅前及び市役所庁舎前、八幡公園前、プラッツ習志野正面入口の8か所にQRコードを表示した。なお、住居表示街区案内図のリニューアルの際、地図上に文化財等を表示することについて、市長事務部局と協議している。	引き続き、既存の住居表示街区案内図にQRコードの貼付作業を進めていく。	済	
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5			再質問1	駅から離れている文化財等について、どのように案内するのか。 文化財等が鉄道駅から離れていたり、目印となる施設が近くにないなど、訪れる市民に所在が分かりづらいものもいくつかある。既存の案内板を活用する他、スマートフォン等の端末から、本市ホームページをご覧いただき、位置及び概要を把握してもらいたいと考えている。藤崎富士講社の富士塚のように、新たに市指定文化財に指定された場合は、現地近くの既存の施設案内板等を活用するとともに、ホームページ等で周知し、その存在を広く市民に知らしめるべく努める。	既存の施設案内版の活用、ホームページでの周知に努める。	済	
R5/1	18	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5			要望	今回は有形文化財である富士塚を指定したが、(無形文化財として)藤崎富士講を指定してはどうか。 今回、年代が推定できる富士塚を指定したが、藤崎富士講は発足したいきさつや年代の推定が難しいことから、指定は困難である。	済		
R5/1	20	佐々木 秀一	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 教育行政について (1) 不登校児童・生徒の現状と、これまでの対応について 不登校児童生徒とは、30日以上欠席している児童生徒のうち、主な欠席理由が病気や経済的理由並びに保護者の教育方針や帰国等によるものを除いた児童生徒である。その数は全国的に増加傾向にあり、本市においても喫緊の課題として取り組んでいる。本市における不登校児童生徒数は、令和元年度の小学生が89名、中学生が158名、4月と5月に臨時休業を行った令和2年度の小学生が76名、中学生が137名、令和3年度の小学生が143名、中学生が209名である。令和4年度については、令和5年1月末現在で小学生が120名、中学生が183名である。不登校の主な理由としては、不安などの情緒的混乱や無気力といった状況が報告されている。増加傾向にある要因の一つには、長期間に渡る感染拡大防止対策により、家庭における生活習慣の変化や無理をして学校に登校しないことの認識が影響したことも考えられる。不登校児童生徒への対応としては、学校は、不登校の兆候が見られた場合、速やかに家庭訪問等を行い、教育相談を含めた個別の支援を図っている。また、校内の教育相談部会や生徒指導部会において、管理職、養護教諭、生徒指導主任、スクールカウンセラー、教育相談員等と情報共有を図り、要因の分析や支援方法について、組織的に対応している。教育委員会としては、学校に登校することはできても、教室で過ごすことが難しい児童生徒に対し、学校における心の居場所づくりとして、教育相談員の配置を進めている。また、学校に登校することが難しい児童生徒に対して、学校外における学びの場として、適応指導教室フレンドあいあいを総合教育センターに開設している。さらに、学校職員を含めた家族以外の第三者と接することが難しい、引きこもり傾向がある児童生徒に対しては、県が派遣する訪問相談担当教員やスクールソーシャルワーカー、並びに市の訪問相談員の積極的な活用を学校に依頼し、家庭を支えるための支援を図るよう進めているところである。今後も、不登校児童生徒自らが自身の進路を主体的にとらえて、将来において社会的自立が図られることを目指して、支援体制を整えていく。	今後も、不登校児童生徒自らが自身の進路を主体的にとらえて、将来において社会的自立が図られることを目指して、支援体制を整えていく。	済	
R5/1	20	佐々木 秀一	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問1	本市における過去3年間の不登校児童生徒の割合について伺う。 まず、小学校については、令和元年度が0.98%、令和2年度が0.84%、令和3年度が1.59%である。次に、中学校については、令和元年度が3.97%、令和2年度が3.44%、令和3年度5.13%である。この割合については、全国的に増加傾向である中で、本市も同様である。	-	-	
R5/1	20	佐々木 秀一	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問2	教育相談員、訪問相談員、訪問相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割や概要とその実績について伺う。 まず、教育相談員は、登校できても教室に入れない児童生徒に対し、学校における心の居場所を作るために、平成19年度より、市が配置をしていて、令和4年度は、各中学校並びに小学校8校に設置している。相談件数としては、令和元年度が2,357件、令和2年度が2,374件、令和3年度が3,740件の相談件数となっている。訪問相談員は、家庭に引きこもりがちな児童生徒に対し、家庭訪問による支援を図るために、平成16年度より、市が配置をしていて、令和4年度は総合教育センターに2名を配置し、訪問実績としては、令和元年度は10名を対象に207回、令和2年度は5名を対象に134回、令和3年度は11名を対象に160回実施している。訪問相談担当教員は、訪問相談員と同様の役割を担うために、平成19年度より、習志野市・八千代市を兼務する体制で県が1名を配置している。訪問実績としては、令和元年度は5名を対象に148回、令和2年度は6名を対象に180回、令和3年度3名を対象に79回実施している。スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者、教職員を対象としたカウンセリング活動のために、平成7年度より、県が配置をしていて、令和4年度は、各小中学校に配置され、中学校は週1回、小学校は16校のうち14校が隔週、2校が月1回の配置となっている。相談件数としては、令和元年度が3,034件、令和2年度が2,986件、令和3年度が3,000件となっている。スクールソーシャルワーカーは、不登校児童生徒の置かれた環境に対して、子育て支援課等の関係課や福祉機関、医療等との連携・協働するシステムを構築するために、平成21年度より、県が配置をしていて、令和4年度は、市内の小中高등학교を兼務する体制で、1名配置されている。相談件数としては、調査の始まった令和2年度は232件、令和3年度は191件となっている。	-	-	
R5/1	20	佐々木 秀一	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	いろいろな角度からの支援があり、ありがたいが、こうした支援についてその存在を知らない保護者がいる。表でまとめて保護者に配布することを緊急に要望する。 これまでも学校で周知をしているところであるが、知らない保護者がいるということによって周知する。	保護者に周知を図る。	未	

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/1	20	佐々木 秀一	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		再質問3	本市には不登校児童生徒の保護者が情報共有するためのコミュニティはあるのか伺う。	不登校児童生徒の保護者に限定した地域が主体となったコミュニティについては、現在は把握していない。学校での取り組みとしては、不登校児童生徒の保護者については、子育てや子どもの将来について悩みを家庭で抱えこみがちであることを踏まえ、管理職が直接面談を実施することや保護者会等を通じて保護者同士のつながりを呼びかけることをしている。また、教育委員会としても、保護者同士が悩みを共有し、互いに情報を伝え合い、支え合える場を持つことは大変有意義なことと認識し、各学校に対して、県が主催する不登校児童生徒の保護者向けの講演や集いに関する情報を周知をするよう依頼しているところである。令和5年度については、年数回ではあるが、市の公共施設等で「不登校支援事業」を開催し、保護者同士の座談会や個別相談を実施する予定である。	-	-
R5/1	20	佐々木 秀一	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		要望	学校を休む子どもに対して、親として言葉をかければよいのか悩むところである。そうした親が相談できるように、学校、保護者、教育委員会が一丸となって頑張してほしい。	-	学校、教育委員会それぞれがこれまでの取組を続けるとともに、「不登校支援事業」を推進していく。	済
R5/1	20	佐々木 秀一	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(2)		本答弁	3. 教育行政について (2) 市立小中学校の教職員の療養休暇及び休職の現状と対応について	令和5年2月1日現在、習志野市立小中学校において、心身の病気の治療、静養のための療養休暇を取得している教職員は3名、休職中の教職員は5名となっている。現在も定期的に通院しながら復帰、復職を目指しており、休職者のうち2名は令和5年4月に復職の予定である。なお、精神疾患による病気休職者の全教職員に占める割合は、令和3年度全国が0.64%、千葉県が0.52%であるが、習志野市は、0.49%となっている。療養休暇、休職どちらの場合についても本人の健康を把握し、復帰、復職に向けたケアを行うため、校長が当該教職員と定期的に面談を行っている。休職から復職する際の判断については県教育委員会が行っている。内容は、医師2名の診断及び県教育委員会の開催する千葉県公立学校職員健康審査会の審査が必要となり、専門家の慎重な判断を仰ぐこととなる。なお、精神疾患を未然に防止する取り組みとしては、県教育委員会が主催するメンタルヘルス研修会に新任教頭等が参加し、校内で誰もが相談できる体制づくりを行っている。また、市教育委員会としては、教職員自身にストレスへの気づきを促すためにストレスチェックを実施している。今後も教職員の心身の健康維持に向けた取り組みを一層推進していく。	今後も、教職員の心身の健康維持に向けた取り組みを一層推進していく。	済
R5/1	20	佐々木 秀一	真政会	生涯学習部	中央図書館	生涯学習 について	4	(1)	①	本答弁	4. 私の質問してきた事項の進捗状況 (1) デジタル図書について ① 図書館でのデジタル図書の取組み状況について	初めに、市立図書館では令和4年5月に習志野市電子図書館を開始した。現在、1万631タイトルを所蔵し、令和5年1月末現在で、9千870タイトルを貸し出している。令和4年12月に来館者に実施した図書館利用についてのアンケートにおいて、電子図書館を使った感想を伺ったところ、「とても便利だった」、「本の持ち運びをしなくて済むので身軽である」、「貸出や返却のために実際に図書館に行かなくて済むので楽である」、という感想とともに、「もっといろいろな本が増えると尚良い」という要望もいただいている。引き続き、所蔵タイトルを増やしていくとともに、サービスの周知に努めていく。	引き続き、所蔵タイトルを増やしていくとともに、サービスの周知に努めていく。	済
R5/1	20	佐々木 秀一	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4	(1)	②	本答弁	4. 私の質問してきた事項の進捗状況 (1) デジタル図書について ② 学校でのデジタル図書の取組み状況について	学校においては、図書室を整備し多くの図書を配置しているところである。今年度、袖ヶ浦東小学校において、児童書や小説、教科書掲載作品などが電子化されたデジタル図書を3月までの期間限定で試験的に導入した。また、現在、児童・生徒には一人一台のタブレット端末を配付し、学校や家庭で幅広く活用しているところである。このデジタル図書とタブレットは親和性が高いものと捉えており、授業中に資料として使用することはもちろんのこと、家庭における学習や自身の興味のあることを調べるなど、多様な活用をすることができている。学校では、デジタル図書を導入したことで、「本に触れる機会が増え、本に興味を持つ子が増えた」、「読書量が増えた」などの効果が見受けられたとのことである。今年度、試験導入した袖ヶ浦東小学校での効果を検証するとともに、学校と協議を行い、令和5年度に全学校で導入できるよう取り組んでいく。	学校と協議を行い、令和5年度に全学校で導入できるよう取り組んでいく。	済